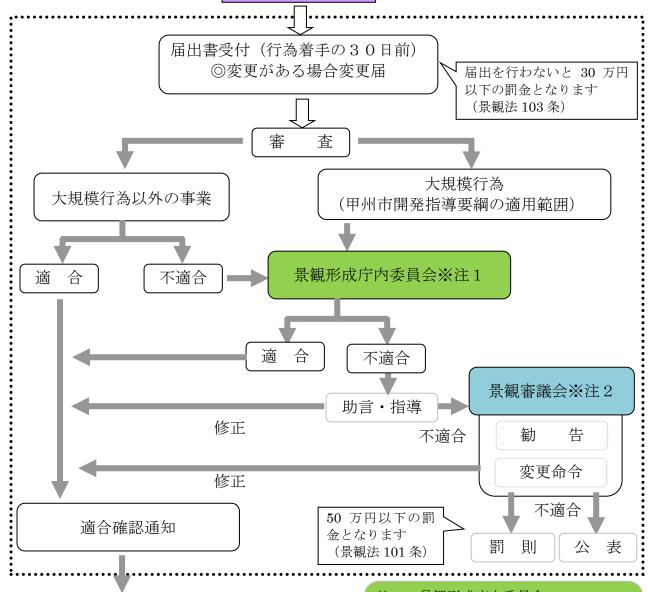
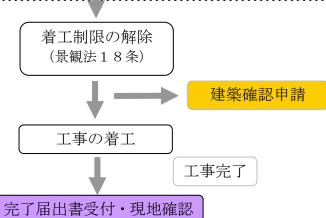
【事業計画段階】

景観形成基準に適合するようにガイドライン等により基準の内容を確認する。







注1:景観形成庁内委員会 庁内で組織し、大規模行為に該当する場 合、景観形成基準に適合しているか審査 する。

注2:景観審議会

学識経験者、関係機関、団体の代表 者等、公募による者及び、市長が 適当と認める者等で構成し、景観 形成に関する全般を審議する。ま た、庁内委員会において不適合と 判断された場合の対応を協議す る。